

## 平成31年度 事業計画

酒田水先区水先人会

本会の目的は、水先法第48条の規定のとおり、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

本会は、この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会（以下「連合会」という。）が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

水先業務については、北港の浚渫終了に伴い、入港する石炭船の更なる大型化が予定されるとともに、30年度に営業運転を開始したバイオマス発電所向けの木質チップ船の入港が本格化するものと予想される。また、クルーズ船誘致の本格化に伴い、昨年度3隻の水先実績であった外航クルーズ客船は、本年度は初寄港のMSC スプレンドィダ（13,800トン）を含む5隻程度に増加する見込みである。

会員については、平成26年11月に専属水先人2名のうち1名が廃業した後、その不足を補うため毎年伊勢三河湾水先区水先人会から水先人の派遣を受けてきたが、本年度に専属水先人1名の新規加入を得て当面は2名体制となるほか、全国水先人連合会が進めている近隣水先区相互支援の一環として新潟水先区水先人会の水先人が酒田水先区の水先人免許を受け、酒田水先人の万一に備えたバックアップ会員として加わっている。

これらの状況等を踏まえ、平成31年度の実業計画を次のとおりとする。

## 1 重点事業

- ① 風圧面積が大きく風の影響を受けやすい木質チップ船及び大型客船にかかる水先業務の適正かつ円滑な遂行を確保するため、図上演習、BRM手法研究、標準操船要領の作成等、会員の技能保持及び的確な業務指導を行う。特に、石炭岸壁前面及び泊地の14m掘り下げに伴う入港石炭船の大型化には留意する。
- ② 新規会員及びバックアップ会員の慣熟訓練等並びに当水先区水先会入会志望者の養成のための指導等を適時適切に行う。

## 2 一般事業

- ① 業務品質管理基準の励行、検証制度の適切な運用等による品質向上
- ② 水先艇運航要員を含む会員の健康管理の適正な実施及び、業務開始前8時間の飲酒禁止の徹底
- ③ 料金收受事務、公益法人会計基準に基づく経理処理等の的確な実施
- ④ 日本水先人会連合会が企画する水先人乗下船安全キャンペーン、海難防止強調運動等の実施
- ⑤ 当水先区水先人等の確保に関する必要な施策への協力
- ⑥ 酒田水先区安全運航基準（31年3月制定）の本格運用の開始
- ⑦ 関係者（代理店、曳船会社、バース管理者、港湾管理者等）との意見交換等による品質向上等
- ⑧ 酒田港の安全、保安、機能発展等にかかる各種委員会、会議、訓練等への積極的参加